

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	日本冶金工業株式会社			コード	5480
提出日	2025/5/30	異動（予定）日	2025/6/26		
独立役員届出書の提出理由	本年6月26日開催予定の当社第143期定時株主総会において社外取締役の選任議案が付議されるにあたり、再任の候補者を引き続き独立役員として指定し、新任の候補者を新たに独立役員として指定するため。				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	谷 謙二	社外取締役	○							△							有
2	菅 泰三	社外取締役	○													○	有
3	江藤 尚美	社外取締役	○													○	有
4	小川 麻理子	社外取締役	○							△							有
5	岡田 啓芳	社外取締役	○							△			△			新任	有
6	星谷 哲男	社外取締役	○							△						新任	有
7	若松 壮一	社外取締役	○											△		新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	谷謙二氏は、過去に三菱商事RtMジャパン株式会社の業務執行者でしたが、2016年3月に同社代表取締役社長退任後は、同社の業務執行に携わっておりません。 直近事業年度において、同社から原料の購入実績があり、その額は当社の連結売上高の約2.2%であります。当社は同社を含む複数の商社等を通じ、原料・資材の調達を行っており、当社の意思決定に対し著しい影響を与える取引関係がある取引先ではありません。	谷謙二氏は、三菱商事株式会社において業務を経験し、三菱商事ユニメタルズ株式会社（現三菱商事RtMジャパン株式会社）の経営に携わる等、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識を有しております。社外取締役として適任であると判断しております。当社は、同氏に対し、引き続き客観的立場から当社経営全般に対して助言をいただくことを期待しており、社外取締役に選任しております。 なお、同氏は現在、株式会社大紀アルミニウム工業所の社外取締役であります。同社と当社の間に特別な関係はありません。 当社は、同氏が、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断しております。
2	該当ありません。	菅泰三氏は、株式会社IHIにおいて業務を経験し、IHI ASIA PACIFIC PTE LTD.（アジア大洋州総括会社）社長として、さらに株式会社IHI常勤監査役として、経営に携わる等、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識を有しております。社外取締役として適任であると判断しております。当社は、同氏に対し、引き続き客観的立場から当社経営全般に対して助言をいただくことを期待しており、社外取締役に選任しております。 当社は、同氏が、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断しております。
3	該当ありません。	江藤尚美氏は、株式会社ブリヂストンにおいて業務を経験し、株式会社ゼンショーホールディングスの経営に携わる等、コーポレート・ガバナンスやコンプライアンス、サステナビリティの分野における豊富な知識や経験を有しております。社外取締役として適任であると判断しております。当社は、同氏に対し、引き続き客観的立場から当社経営全般に対して助言をいただくことを期待しており、社外取締役に選任しております。 なお、同氏は現在、日清オイリオグループ株式会社の社外取締役であります。同社と当社の間に特別な関係はありません。 当社は、同氏が、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断しております。
4	小川麻理子氏は、1997年に株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）退行後は、同行の業務に携わっておりません。 株式会社みずほ銀行は、当社のいわゆるメインバンクであり、2025年3月31日現在の同行からの借入金残高は15,927百万円であります。	小川麻理子氏は、株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）、世界銀行、PwCアドバイザリー合同会社において業務を経験し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識を有しております。社外取締役として適任であると判断しております。当社は、同氏に対し、引き続き客観的立場から当社経営全般に対して助言をいただくことを期待しており、社外取締役に選任しております。 なお、同氏は現在、株式会社ドリームインキュベータのフェローであります。同社と当社の間に特別な関係はありません。 当社は、同氏が、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断しております。
5	岡田啓芳氏は、2014年に株式会社みずほ銀行からみずほ証券株式会社へ転籍し、2015年にみずほ証券株式会社を退社以降は、同行および同社の業務執行に携わっておりません。 株式会社みずほ銀行は、当社のいわゆるメインバンクであり、2025年3月31日現在の同行からの借入金残高は15,927百万円であります。 また、直近事業年度において、みずほ証券株式会社に対し業務委託手数料の支払実績がありますが、その額は僅少であり、当社の連結売上高の0.003%未満であります。	岡田啓芳氏は、株式会社日本長期信用銀行（現株式会社SBI新生銀行）、株式会社日本興行銀行（現株式会社みずほ銀行）、株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）およびみずほ証券株式会社にて業務を経験し、東洋証券株式会社で経営に携わる等、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識に加え、長年の金融機関での業務経験から培われた財務および会計に関する豊富な経験と知識を有しております。当社は、同氏に対し、客観的立場からの確な助言と監査をしていただくことを期待しており、監査等委員である社外取締役候補といたしました。 当社は、同氏が、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断しております。

6	<p>星谷哲男氏は、2006年8月に株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）を退行し、その後は、同行の業務執行に携わっておりません。</p> <p>株式会社みずほ銀行は、当社のいわゆるメインバンクであり、2025年3月31日現在の同行からの借入金残高は15,927百万円あります。</p>	<p>星谷哲男氏は、株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）および株式会社みずほコーポレート銀行（現株式会社みずほ銀行）において業務を経験し、Citibank N.A. 東京支店およびCitibank Japan Ltd., ING Bank N.V. 東京支店等の経営に携わる等、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識に加え、長年の金融機関での業務経験から培われた財務および会計に関する豊富な経験と知識を有しております。当社は、同氏に対し、客観的立場からの確な助言と監査をしていただくことを期待しており、監査等委員である社外取締役候補といたしました。</p> <p>なお、同氏は現在、株式会社焼肉坂井ホールディングスおよびホソカワミクロン株式会社の社外取締役であります。両社と当社の間に特別な関係はありません。</p> <p>当社は、同氏が、株式会社東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断しております。</p>
7	<p>若松壮一氏は、日本精線株式会社の出身者（2024年6月同社常勤監査役退任）であります。同社には、当社の出身者である長谷川正氏が監査役に就任しており、長谷川氏および若松氏の前任者もそれぞれ当社および同社の出身者であります。両社の間に社外役員の独立性に影響を及ぼす特別な事情はなく、企業経営に精通した社外役員を確保するため、出身者が社外役員に相互就任する形となっております。</p>	<p>若松壮一氏は、日本精線株式会社において経理部長等に携わり、財務および会計に関する豊富な知識を有しております。さらに同社常勤監査役として、経営に携わる等、企業経営に関する豊富な経験と知識を有しております。当社は、同氏に対し、客観的立場からの確な助言と監査をしていただくことを期待しており、監査等委員である社外取締役候補といたしました。</p> <p>当社は、同氏が株式会社東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断しております。</p>

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f. g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。